

令和2年10月 湖南省定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和2年10月29日（木） 午後3時から午後4時15分まで

2. 開催場所 湖南省役所西庁舎 3階 大会議室

3. 会議に出席した委員

谷 口 茂 雄
岩 城 見 一
森 本 ゆかり
伊 藤 真 昭
古 川 美智子

4. 会議に欠席した委員 なし

5. 会議に出席した事務局職員 9名

6. 会議を傍聴した人 なし

7. 会議案件

日程第1 報告第75号

湖南省教育委員会の経過報告について

日程第2 報告第76号

後援・共催名義の使用承諾について

○湖南省小学校教職員交流ソフトボール大会

○第16回湖南省美術展

○スコール家庭教育講座

日程第3 報告第77号

市内児童生徒の問題行動について

日程第4 報告第78号

市内児童生徒の交通事故について

日程第5 報告第79号

令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について

日程第6 報告第80号

「湖南省の小さな詩人たち事業」について

日程第7 報告第81号

湖南省小中学校における新型コロナウイルス感染症禍の校外学習バス代等及び修学旅行キャンセル料等の公費負担に関する要綱について

日程第8 議案第59号

後援名義の使用承諾について

○J A こうかこども料理コンテスト

日程第9 議案第60号

湖南省奨学資金給付制度の給付可否を決定することについて

日程第10 議案第61号

湖南省修学奨励助成金給付要綱を一部改正する要綱の制定について

日程第11 議案第62号

湖南省教育長の職務代理者の事務委任に関する規則の制定について

日程第12 議案第63号

湖南省立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について

日程第13 協議事項

- (1) 令和2年12月定例教育委員会の開催日程について
- (2) その他

会議の開会 午後3時00分

教育長

9月29日から本日10月29日までの報告です。先ほどの総合教育会議でも話題になっていたドクターとの懇談会を9月29日に行いました。専門家の知見を得ていろいろ判断していくという、コロナを機会に取決めた大事な取組ですので、これからも続けてもらいたいと思っています。

10月1日、2日は、中学校の体育祭がありました。

10月4日、初代教育長のお通夜に行きました。5日の人事訪問をしているときに告別式が行われました。

10月5日からは第2回の人事訪問でした。いつもでしたら甲賀市が先

で湖南省が後半でしたが、教育長が代わるということで甲賀市と湖南省の順番を入れ替えていただいて、10月中に人事訪問を終えました。

10月からは自粛延期していたものも少しずつ復活しました。

10月5日にきょういくげんき塾が始まりました。

10月15日、初代教育長が病に伏しておられるという情報がありましたので、特別表彰をして元気づけようと、表彰委員会を開いて特別表彰を用意しておりましたが、お亡くなりになりましたので、文面を変えて特別顕彰という形で市長と一緒にお届けさせていただきました。

10月21日、部内会議、教育長引継事項の共有と書きましたが、これも10月17日に急なことで私の母が長逝しましたもので、10月21日は休みをもらっておりました。ですので教育長引継事項の共有の部内会議は27日火曜日に実施しました。

10月22日の近畿都市教育長協議会の役員会についても、母の長逝の関係で欠席をさせていただきました。

湖南省の教育長が本年度、県の都市教育長会の会長をしておりまして、全国の都市教育長会の監査もしております。昨日、10月28日の県の都市教育長会の中で、その辺の体制をどうするかについて話をしました。これ以降を後期と呼びますと、後期の教育長会の組織については会長を置かず、後任の湖南省教育長が年度内に決まった場合はその者が県の都市教育長会の会長になるということを決めさせていただきました。全国と近畿の都市教育長会も副会長をしておりますので、もしも決まるまでに全国、近畿から出席要請があった場合は、高島市の教育長が県の都市教育長会の副会長ですので、代行で出席するということを決めました。

今日は午前中に県の教育委員会教職員課に行きまして、管理職人事等についていろいろお話ししました。後任の教育長が、年度末の人事の時期に決まっていないことも予想されますので、お願いしてきました。

また本日は、総合教育会議、定例教育委員会、そしてこの後、永年勤続者の表彰を行う予定になっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

教育長資料はかなりページ数が増えておりますが、特に教育情勢です。10月の校長会までの時期にさまざまな教育情勢が出されております。例えば休日の部活は地域に移行していくという方針や、情報端末は持ち帰りを検討することです。G I G Aスクール構想を進める中で、中央教育審議会履修主義か修得主義かの議論が行われているそうです。履修主義というのは今の義務教育、高校もそうですが、習いましたという学習方法です。習ったけど身についているかどうかは別です。教えたら身についているだろうという前提のもとで教育を進めておりまして、年齢が来たら進級させています。明治時代、一番初めは修得主義を取っていま

した。しかし、どんどん落第生が出てきて、二十歳で徴兵の国民皆兵で軍隊を作るときに人数が足りなくなってしまうという歴史があって、今は履修主義をずっと取っているわけです。GIGAスクールで1人ずつの学びというのをしていこうとしたら、修得の時期が違udarouから修得主義がいいのではないかという議論もされています。そういう資料もつけておきました。

私の考えは、義務教育は履修主義で行くべきだと思います。自尊心等がありますから、落第させるのはどうかと思います。高等学校からは義務教育ではありませんので、修得主義にしたっていいと思います。特に大学なんかは、単位認定を厳しくして、入りやすいが出にくいというほうがいいのではないかという考えを持っています。

6番のコロナの専門医を学校に派遣することは、来年度から事業としてあります。湖南省は、ゼロ予算でこれの先取りをしているんだという説明も校長会の中でしておきました。

デジタル教科書を来年度から7割の小中学校で実験します。そのための予算要求を文部科学省がしたという記事を書きました。つまり、一度に全国からサーバーにアクセスがあった場合どうなるかという実験をするので、ある程度、2割、3割で始めていたのでは実験にならないので7割の予算取りをしたということです。

以上、簡単に教育長報告をさせていただきました。

それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第75号について、承認することといたします。

続きまして、日程第2報告第76号、後援・共催名義の使用承諾について説明をお願いします。

事務局

(1) 名称 湖南省小学校教職員交流ソフトボール大会（後援）

主催 湖南省教職員交流推進実行委員会

期日 令和2年11月14日（土）

会場 菩提寺多目的グラウンド

(2) 名称 第16回 湖南省美術展（共催）

主催 湖南省美術展実行委員会

期日 令和3年2月15日（月）～2月21日（日）

会場 市民学習交流センター（サンヒルズ甲西）

(3) 名称 スコーレ家庭教育講座（後援）
主催 公益社団法人スコーレ家庭教育振興協会
期日 令和2年11月9日（月）
会場 甲賀市まちづくり活動センター まる一む
2階 多目的室2

教育長 全て今まで後援名義を出している取組です。

委員 これまでの実績で質問です。スコーレ家庭教育講座、これは実績としてはどのぐらいの方が参加しておられますか。関心の広さはどうですか。

事務局 今日とは前回後援したときの資料等を持ってきておりません。申し訳ございません。

教育長 ではまた資料を取り寄せていただいて、次回の定例のときに報告してください。取組、家庭教育の講座そのものは大事なことです。実績はどうなっているのかというご質問です。

委員 結構大事なテーマなので、どれぐらいの参加者があるのかなどを知りたいなと思いましたので聞きました。

事務局 来月またご報告させていただきたいと思います。

教育長 よろしく願いいたします。
それでは承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第76号について、承認することといたします。
続きまして、日程第3報告第77号、市内児童生徒の問題行動について、日程第4報告第78号、市内児童生徒の交通事故について説明をお願いします。

非公開

教育長 それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第77号、報告第78号について、承認することといたします。
続きまして、日程第5報告第79号、令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について説明をお願いします。

事務局

審査件数7件でA認定が7件でございます。これは基準に基づいておりますので、よろしくをお願いします。

教育長

基準どおりということですので、これでいいかなと思います。
それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第79号について、承認することといたします。
続きまして、日程第6報告第80号、「湖南省の小さな詩人たち事業」について説明をお願いします。

事務局

今年もこの季節がやってまいりました。現在、作品づくりに取り組んでおります。毎年、子どもたちの優れた感性といいますか、よい作品が上がってきております。今は作品づくりで、11月12日に2次選考、それから最終選考、審査を11月19日に行いました。そこから選ばれた作品を1月21日の表彰式で表彰したいと思います。実施の方法は、例年と変わりません。

教育長

表彰式は1月21日、16時からです。教育委員の先生方には参加していただくということですね。お願いいたします。

これ、5年ごとぐらいに製本していただいでしょう。今は何年目になるのですか。

事務局

何年目かはわかりませんが、5年ごとに作品集を作っております。

教育長

5年ごとの予算要求をしておいていただくということをお願いいたします。

承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長 報告第80号について、承認することといたします。
続きまして、日程第7報告第81号、湖南省小中学校における新型コロナウイルス感染症禍の校外学習バス代等及び修学旅行キャンセル料等の公費負担に関する要綱について説明をお願いします。

事務局 先ほど総合教育会議でも申し上げましたが、キャンセル料の裏づけです。そして、校外学習をする際、密を避けるためにバスを増台し、増えた分については市が負担しますということです。

教育長 これは三役会議のときに、予算要求等でいろんなコロナ禍の話をしていて、キャンセル料については要綱が要るなということをつくってもらいました。

委員 これは今回のコロナに特化した対策ということによろしいのでしょうか。

事務局 そのように考えております。

委員 今後いろんなことでキャンセル料とかが発生する事態があったときにも対応できるように、緩やかに幅を持たせたほうが使いやすいのかどうかというのをお聞きしたいです。

事務局 当然、本市の鳥インフルエンザのときに作った要綱や、対策も衣替えをしております。また新たな、数年ごとに中国から原因不明のものが来ていますので、そういったものが来ればそれを包括して、あるいは内容を変えてになるかと思えます。

委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 コロナについてはこれで対応するという事です。いつ来るかわかりませんしね。ただ、想定はしておくことになります。

委員 第2条で修学旅行についてはキャンセル料のことは書いてありますが、校外学習では市が負担するというだけでキャンセル料のことは書いていません。校外学習ではキャンセル料は発生しないのでしょうか。

事務局 校外学習でキャンセル料は、1泊しませんので、必ず別の日を見つけるという前提で、キャンセル料は念頭にはないです。

教育長 承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第81号について、承認することといたします。
続きまして、日程第8議案第59号、後援名義の使用承諾について説明をお願いします。

事務局 名称 JAこうか こども料理コンテスト
主催 甲賀農業協同組合
期日 令和2年11月～令和3年1月8日
会場 JAこうか本所
趣旨 管内で生産された農畜産物を使った料理レシピを募集し、
こどもの食に関する考え方や興味を引き出すとともに、地
元農畜産物をより身近に感じてもらい、食べ物の大切さ、
理解を深めてもらう。

教育長 いかがでしょうか。こういう取組は非常に大事で、子どもたち、どん
どん取組んでほしいと思いますね。
審議結果については異議なしと認め、議案第59号につきまして審議結
果を可決することによってよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第59号の審議結果を可決いたします。
続きまして、日程第9議案第60号、湖南市奨学資金給付制度の給付可
否を決定することについて説明をお願いします。

事務局 9月24日に、高校2年生から申請がございました。審査基準は満たし
ていますので、給付を決定させていただきたいと思います。よろしくお
願いいたします。

教育長 これ、枠はまだまだあるのですね。

事務局 大丈夫です。

教育長 むしろこうやって利用してくれるとありがたいですね。

審議結果については異議なしと認め、議案第60号につきまして審議結果を可決することによろしいでしょうか。

各委員

— 全員異議なし —

教育長

異議なしと認め、議案第60号の審議結果を可決いたします。
続きまして、日程第10議案第61号、湖南省修学奨励助成金給付要綱を一部改正する要綱の制定について説明をお願いします。

事務局

改正内容は、要綱の第2条におきまして助成金の給付対象者を規定していますが、同条第2号に規定する湖南省人権施策自立支援委員会が令和2年8月31日をもって廃止されたため、同条第2号を削除し、第3号を第2号に繰り上げる改正を行うものです。

第2条の対象者のところの(2)に、「修学奨励資金の貸与を受けた者又はその保護者が、湖南省人権施策自立支援委員会同和施策対象地区住民認定申請をして認定された者」となっていますが、こちらの湖南省人権施策自立支援委員会が令和2年8月31日をもって廃止されたため、この条件を対象者から外させていただくという改正になります。

教育長

こういう委員会そのものがなくなったので、第2項を抹消するという事です。それにしてもこれ、難しい言い方ですね。

審議結果については異議なしと認め、議案第61号につきまして審議結果を可決することによろしいでしょうか。

各委員

— 全員異議なし —

教育長

異議なしと認め、議案第61号の審議結果を可決いたします。
続きまして、日程第11議案第62号、湖南省教育長の職務代理者の事務委任に関する規則の制定について説明をお願いします。

事務局

11月6日付で教育長が退任されるということで、平成27年4月1日に改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第2項の中で、教育長が事故等で欠けたときは、あらかじめ指名した教育委員がその職務を行うこととあります。すなわち、指名された職務代理者の方におかれましては、その間については教育長とみなされます。しかしながら、教育委員は非常勤の委員ですので、教育長職務代理者として行う職務のうち、具体的な事務の執行や、職務代理者自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難であるという場合には、新しい改正

法25条第4項に基づきまして、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能とされていますので、この規定に基づいて委任することができる旨の規則を制定させていただくということでございます。

事務を教育部長に委任することができるということを制定させていただきます。スムーズに次の教育長が決まられたら、それを委任して事務局が事務を職務代理者に代わってつかさどるということはありませんが、先が見えませんが、今回規則を制定させていただきたいと思いません。

教育長 旧教育長の制度のときにもありましたが、新教育長のときには、まだ成文化されていなかったということですね。

事務局 そういうことになります。

教育長 初代教育長から2代教育長に移るときにも空白が8か月ほどありました。旧教育長制度の時代にも職務代理者はおられましたが、実務的な事務は教育部長が行うことになっていて、成文化されていませんでした。今私は新教育長です。新教育長制度ではまだ成文化されていませんでしたので、倣って成文化するというところでございます。

事務局 先ほど申しあげました地方教育行政の組織の中に「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」という形で書かれておりますので、規則をつくって事務局に委任させるということについては、法律では規則で求めたらできるという形になっております。

教育長 どの市でも教育長職務代理者というのを置いているということですが、それでは審議結果については異議なしと認め、議案第62号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第62号の審議結果を可決いたします。
続きまして、日程第12議案第63号、湖南省学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について説明をお願いします。

事務局 公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、公立学校の教職員の業務量の適切な管理、その他教育職

員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針が策定されました。これは令和2年1月7日に指針ができております。それに伴い、本市においても指針の趣旨をふまえ、学校の教職員が業務を行う時間から所定の労働時間を除いた時間について、1か月について45時間という上限を定めるなど、業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、湖南省立学校教職員の業務量管理等に関する規則を制定するものです。こちらはその指針の中でも規則として定めるように書かれておりますので、それに基づいて制定をさせていただいております。

そもそも学校の先生方については、超過勤務ができる仕事が、超勤4項目というものを定めておりまして、基本それ以外は時間外としては認めていません。しかし、昨今の家庭の事情等、きめ細やかな対応をするに当たってその公務の負担がかなり過大です。その辺についても時間としてちゃんと把握をしていくために最大の時間を定めるという流れになっておりまして、この規則を制定させていただくものでございます。

教育長

これは働き方改革に関わって指針が出されて、第2条、1か月について45時間、1年について306時間、その指針に書かれている時間ですが、今、教員の意識はどうですか。

事務局

この4月、5月の休校期間中は超過勤務がほとんどございませんでした。これが正常な働き方ですが、40時間以内に収まる先生が多かったです。特に中学校の年休取得率がこの時期は高かったです。しかしながら学校が再開になりまして、6月は軒並み超過勤務が増えております。中学校で150時間超過の先生もおられて、危機的な状況です。校長、教頭の管理責任を問われますので、10月の人事訪問の中でも指導させていただきました。

なお、今、提案のありました規則に、第3条で教育委員会が別に定めると書いてあるのですが、これについては今、案をつくっております。校長会で協議をしまして、その上で決めていきたいと考えています。例えば超過勤務をどのように把握するのか、どのように超過勤務の先生へ指導するのか、そういう具体的なところ です。

教育長

教員の場合は超過勤務という概念がないですね。ある種、教員の中には長く学校にいたことがイコール頑張っていると思っている人もいます。保護者もそうですし、その辺の意識改革をどうするかというところが非常に難しいですね。実際に業務量が多いというのもありますから、業務改善をして、必ず教師がしなければならない仕事との振り分け等も

していますが、意識改革がなかなか難しいですね。働くことはいいことだと思っていますので。

委員 日枝中学校なんかも私が仕事から帰ってくるときに、以前でしたら10時でも11時でもいっぱい電気がついていて、先生方もこんなに頑張っているんだから私たちも頑張ろうと思ったものです。

教育長 地域の方もそうですよね。今湖南省の中で一番業務改善や働き方改革が進んでいるのは、湖南省の教育委員会ですね。教育委員会、私が学校教育課長をやっていたときは帰るのが遅かったです。学校教育課が一番遅かったです。もともと教師が来ているので、教員感覚ですっと仕事していますね。役所の方は、管理職以下の方は残業手当が出ますから、仕事をきっちりして、なぜ残業手当を出さないといけないのかと吟味しますからね。教師はそれがありませんから、ただだらと仕事をしてしまうというのがあります。しかし、今はもう指導主事や課長でも早く帰っていますよ、ずっとね。そしていつも学校の職員に言うんですよ。「その分教育委員会の仕事は減っているかと言ったら、減っていませんが、そういうことは業務改善、働き方改善でできているので、学校でもそれをしてほしい」と言っているのですが、なかなか難しいですね。

委員 G I G Aスクールで1人1台タブレットを持つことと、業務改善とはつながっていかないのですかね。家庭との連絡とか。

教育長 そこは期待するところではありますね。プリント類が減るとかですね。ただ、もう一方ではやはり教師の働き方として、そういう時間が少なくなった分、何かに使おうとして、教材研究や、別の仕事をするのですよね。私もそういうタイプでした。それがいいことだ、子どものためだと思っているので、そこを変えていくのが難しいですね。

委員 これはしょうがないですね。教材研究というのは趣味の部分もあるのでね。やはりこういう職業は、特に教員は、仕事と趣味を分けられませんね。やりがいですからね。誰かに押しつけられてするということになると、それは問題がありますが。自らのいろんな研究を自分で率先してする場合には徹夜もしますよね、実際。家にいるからといって何もしていないわけじゃなくて、常に何かしているじゃないですか。家でぶらぶらしていたら「あの人が暇そうだ」と言われますが、そんなことないわけですよ。ですから、これ、あまりしゃくし定規に残業が何時間というわけにはいかないですね。

教育長 学校の中で働き方改革をしたときに、「お願いですから残らせてください。ここからが私の時間なんです」と言った教員もいたそうです。

委員 難しいですね。

教育長 難しいですね。結論的にはやはり、教師の頭数を増やすということになっていくと思いますが。

もう1つは、教育委員会事務局の学校教育課がしてくれたような、ただらしていた部分をきゅっとしていくことも大事だと思います。

それでは、この規則についてはこういう形で設定をしていただいて、また働き方改革、業務改善については今後も続けていただくということをお願いしたいと思います。

それでは審議結果については異議なしと認め、議案第63号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 異議なしと認め、議案第63号の審議結果を可決いたします。議事は以上で終了をいたします。

委員 今年度の成人式はどうなるのですか。

事務局 成人式は開催を予定しておりまして、今日、第1回の実行委員会が開催される予定です。来年の1月10日にサンヒルズ甲西で、2部に分けての開催を予定しております。やはりコロナの関係がございまして1回で開催することは難しく、中学校区2区ごとに分けて開催を予定しております。詳細はこれから詰めさせていただくこととなります。

教育長 日と時刻はもう決まっているのですか。

事務局 日は1月10日の日曜日です。開催時間は今現在持ってきておりません。すみません。

教育長 教育委員の出席の仕方はどうなるのですか。該当中学校区、担当中学校区だけでいいのですか。

事務局 まだ詳細が詰められておりません。通常でしたらすぐに決められると

ころですが、開催の仕方から詰めている段階ですので、また決まり次第お知らせさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

教育長

それでは、一応日は押さえておいていただいて、開催方法によっては午前も午後もということになるかもしれませんので、お心づもりをお願いしたいと思います。

では、次に12月の教育委員会の開催日程を協議いたします。

— 協議の結果、12月16日水曜日 午前10時30分開会に決定 —

教育長

これで10月の定例教育委員会を閉会します。

市長のお話にもありましたが、私にとっても本日が最後の定例教育委員会です。森本委員にとっても同じでございます。

森本委員、ありがとうございました。また、私もお世話になりましてありがとうございました。

閉会 午後4時15分